販売店卸売契約書

○○株式会社（以下「甲」という）と、✕✕株式会社（以下「乙」という）とは、本日、次のとおり販売店契約（以下「本契約」という）を締結した。

第１条

甲は、△△株式会社が製造する商品（以下「本件商品」という。）の販売に際し、乙を販

売店として指名し、乙は、甲の販売店として、本件商品の販売に鋭意努力を行うものとす

る。

第２条

乙が、本件商品を販売する地域は○○全域とする。ただし、乙は、甲の事前の承諾を得て、当該地域以外の地域の顧客にも本件商品を販売することができる。

第３条

本契約の有効期間は、令和○年○月○日から同○年○目○日までの○年間とする。

ただし、期間満了の○か月前までに甲乙いずれからも何らの申出のない場合は、本契約と同一条件で更に○年間継続するものとし、以後も同様とする。

2　乙は、本契約の有効期間中に、本件商品を甲以外の第三者から仕入れてはならない。

第４条

甲から乙への、本件商品の卸価格は別紙1の価格表のとおりとする。

2　乙が顧客に提供する販売価格は、乙がこれを定める。ただし、当該価格は前項の価格表記載の仕切価格を下回ってはならないものとする。

3　経済情勢の変化などの理由による卸価格の変更については、甲乙で協議するものとする。

4　乙は、本商品の代金を、毎月〇日までに甲が発行した請求書に基づき、翌月〇日までに、○○銀行〇〇支店の甲名義の普通口座に振込む方法で支払う。振込手数料は乙の負担とする。

第５条

甲および乙は、本契約に関連して知り得た相手方の営業上、技術上、価格表、その他一切の秘密を、第三者に漏洩してはならない。

2　前項の規定は、本契約の終了後も〇年間有効とする。

第６条

乙は、甲の書面による事前の承諾がない限り、本契約の委託業務を第三者に再委託してはならない。

2　乙は、本商品をインターネットモールや自社サイトで本商品を広告、販売する場合には甲の書面による事前の承諾を得なければならない。

第７条

甲は、乙に対し、乙に納入した本件商品について、別紙2記載の保証を提供するものとする。

2　甲は、乙から納入した本件商品の瑕疵について通知を受けたときは、速やかに調査を行い、瑕疵が認められた場合は、新しい商品を再納入する。

第８条

甲及び乙は、 相手方が本契約に違反し、 書面による催告後〇日を経過しても当該違反が是正されない場合は、本契約を解除することができる。

2　甲又は乙は、本契約に違反して相手方に損害を与えた場合、その損害賠償の責を負うものとする。

第９条  
本契約に定めのない事項および疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ決定する。

第１０条

本契約に関して訴訟の必要が生じた場合には、○○地方裁判所を専属管轄裁判所とする。  
  
以上、本契約成立の証として、本書を２通又は本書の電磁的記録を作成し、甲乙記名押印若しくは署名又は電子署名のうえ、各自保管する。

　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

甲　住所

　　　　　　　　　　　会社名及び代表者名　　　　　　　　印

乙　住所

　　　　　　　　　　　会社名及び代表者名　　　　　　　 印